

長浜市議会のハラスメント根絶に関する決議

長浜市議会は、ハラスメントを許さない社会状況の中で、これまで議会内外で起きた問題事例について検証し、厳しい対処もしてきました。議員各位が再度肝に銘じ、今後、ハラスメントを起こさない議会にしていくことを決意するものであります。

ハラスメント行為は、人権に関わる問題であり、関わる人々の尊厳を傷つけ、また個人の能力の発揮を妨げ、組織の秩序や業務遂行を阻害し、社会的な信頼性にも重大な影響を与える行為です。

長浜市議会は、ハラスメント行為は断じて許さず、議員としての公務を全うしながらも、すべての人々が互いに尊重しあい、適切な行政が運営できるよう、議員どうし、職員との関係、市民との関係など公務に関わる現場のより良い環境づくりに取り組んでいくものです。

このため、長浜市議会は、ハラスメントに関する様々な問題事例を検証し、各種研修を通じてハラスメントに関する知識や対応力向上に努め、そのような行為を発生させない、また許さない環境づくりを心がけていきます。議員間また議員と職員との信頼関係構築に努め、次の事項を改めて確認するものです。

- 1 長浜市議会は、ハラスメント行為を許しません。
- 2 長浜市議会は、ハラスメント事案に真摯に取り組み、「ハラスメント対応マニュアル」を作成し、それに基づき迅速に対処します。
- 3 長浜市議会は、ハラスメント問題の予防や対策のために、定期的な研修等を継続し、ハラスメントに関する知識や対応力を向上させ取り組んでいきます。

以上、決議する。

令和5年6月27日

長 浜 市 議 会